



## 第7号の2様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）及び第321条の8第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 （その1）の記載に当たっては、次によること。
  - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
  - (2) 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- 3 （その2）の記載に当たっては、次によること。
  - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
  - (2) 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。